

評価結果報告書

「評価結果報告書」

- ・事業所の基本情報（名称、所在地、サービス種別など）
- ・総評（特に評価の高い点、改善を求められる点など）
- ・受審事業者のコメント

評価結果報告書		第三者評価詳細	
① 第三者評価機関名			
第三者評価機関名	Shyuka		
② 施設・事業所情報			
名称	評価対象サービス	保育所様	
対象分野	定員	名	
所在地			
TEL	ホームページ		
【施設・事業所の概要】			
開設年月日			
経営法人・設置主体（法人名等）			
職員数	常勤職員：名	非常勤職員：名	
専門職員	：名		
施設・設備の概要	：		
③ 理念・基本方針			
④ 施設・事業所の特徴的な取組			
⑤ 第三者評価の受審状況			
評価実施期間	（契約日） ～ （評価結果確定日）		

「第三者評価結果」

- ・判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果
- ・判定理由等のコメント

評価結果報告書		第三者評価詳細	
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。			
【第三者評価結果：b】			
I-2 経営状況の把握			
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況的確に把握・分析されている。			
【第三者評価結果：b】			
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。			
【第三者評価結果：b】			

判断基準（a・b・c）とは到達状況

～詳細結果の判断基準（a・b・c）は、ランク付けではありません。～

より望ましい福祉サービスの水準に向けた「到達状況」を表わしています。第三者評価が事業者自身では気づき得なかった課題等への気づきを促し、日常業務の振り返りと課題解決に向けたきっかけをつくるという意味で、多くの事業者が標準的な「b」となるよう整理されています。

評価外とは：福祉サービスの特性上、実施が想定しづらいもの

非該当とは：制度上、福祉施設・事業所毎に取組の有無が異なるもの

※高齢・障害分野では、評価基準ガイドラインにおいて、対象事業ごとに評価外・非該当の取扱いが定められています。保育分野のように定めのないもので判断基準がつけられない場合は、原則、判断基準「c」を付し、次の【例1】のようなコメントを加えるようにしています。

また、当該施設に併設して実施している事業も同時に評価結果としてコメントする場合には、【例2】のようなコメントを加えるようにしています。

【例1】利用者の現状を考慮し支援を行っていない。設立間もないため対象者がいない。等

【例2】特別養護老人ホームに加え、訪問介護事業も実施しているため。等